

第2期 群馬県社会福祉協議会 活動推進計画

(平成28年度～平成32年度)



社会福祉法人群馬県社会福祉協議会

はじめに

群馬県社会福祉協議会では、今後取り組むべき重点事業の方向性を示す5年間の計画（第1期活動推進計画）を平成23年度に策定し、活動を展開してきました。

今回、第2期計画を策定するにあたり、少子・高齢化の急速な進行や貧困・格差問題の広がり等、社会福祉を取り巻く状況の変化や国における社会福祉法の改正を含めた、見直しが進められている社会保障制度に対応するため、本会職員による作業部会で計画原案を作成し、有識者で構成する策定委員会において意見をいただき、検討を重ねてまいりました。

第2期計画では、基本理念を「県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、その人らしく安心して暮らせる福祉社会をめざします」とし、今後5年間、次の5つの基本目標を柱に活動を展開してまいります。

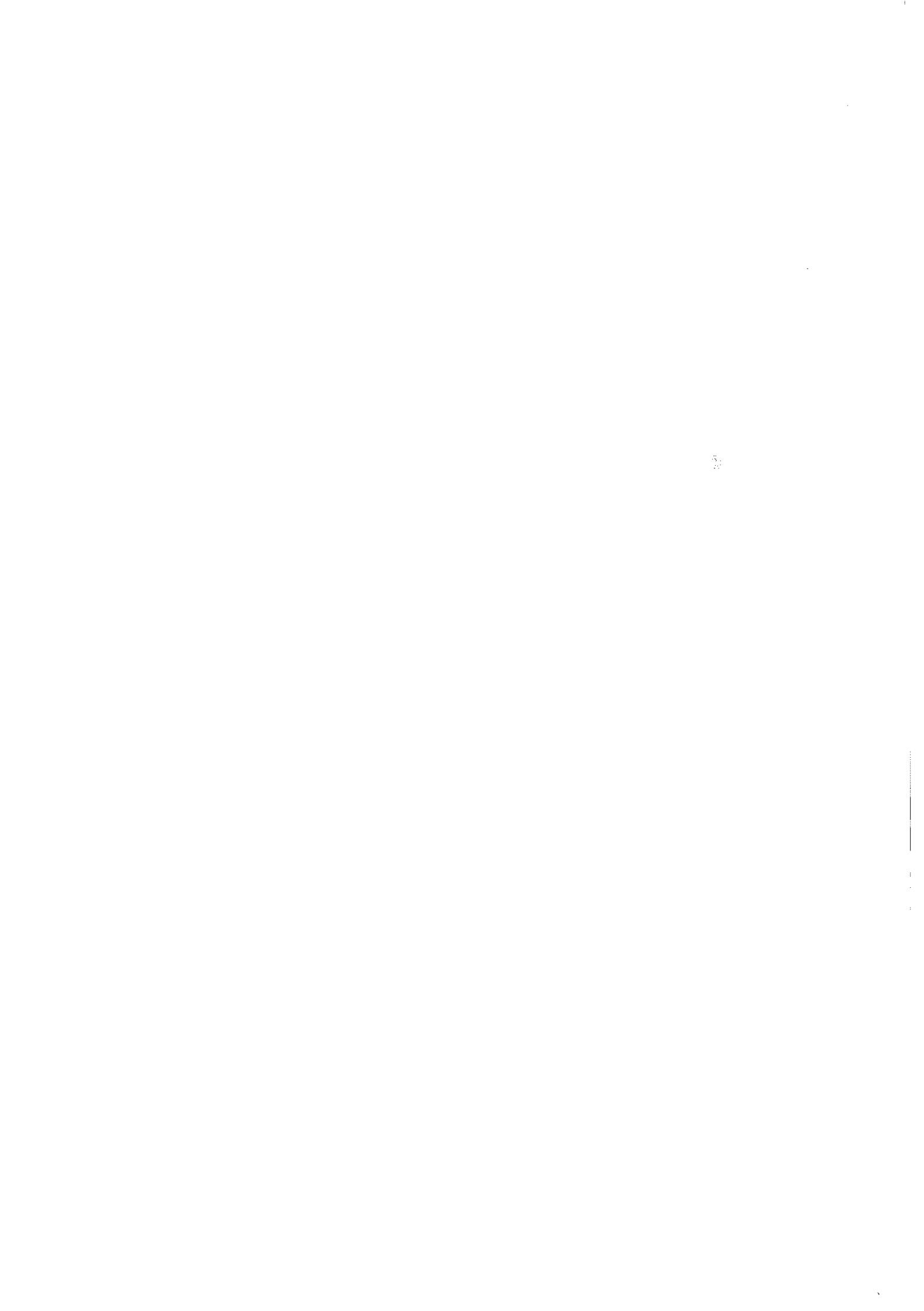
- ① 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します。
- ② その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します。
- ③ 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します。
- ④ 社会福祉法人や施設等を支援します。
- ⑤ 県社協機能と組織体制を強化します。

計画の推進にあたり、関係機関と幅広い協働関係を構築し、県域における地域福祉の総合的な推進役として、活動を展開していく所存でありますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、第2期計画を策定するにあたり、熱心に御議論いただきました策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました皆様に感謝申し上げます。

平成28年3月

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
会長 片野清明



目次

第1章

計画の策定にあたって	1
第1節 群馬県社会福祉協議会の役割	
第2節 これまでの活動推進計画策定と取組み経緯	

第2章

計画の概要	3
第1節 計画の趣旨	
第2節 計画の推進期間・進行管理	
第3節 実施計画・推進項目	
第4節 第1期計画の総括評価	
第5節 第2期計画実施のための財源	

第3章

計画の構成	8
第1節 基本理念	
第2節 基本目標	
第3節 実施計画・推進項目	
第4節 群馬県社会福祉協議会活動推進計画体系図（平成28年度～平成32年度）	

第4章

重点的な取組み	10
1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します	10
推進項目(1) 地域福祉活動の促進支援	
《重点的な取組み①》住民による地域福祉活動の活性化促進	
《重点的な取組み②》ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実	
推進項目(2) 災害時における活動支援体制の構築	
《重点的な取組み①》災害福祉広域支援ネットワークの構築	
《重点的な取組み②》市町村災害ボランティアセンターの機能強化	
2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します	17
推進項目(1) 生活困窮者等への相談支援体制の強化	
《重点的な取組み①》生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化	
《重点的な取組み②》生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実	
推進項目(2) 地域における生活支援体制の強化	
《重点的な取組み①》権利擁護事業の強化	
3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します	22
推進項目(1) 福祉人材の充実と定着支援の強化	
《重点的な取組み①》福祉人材確保の安定化・定着化	
推進項目(2) 研修事業の充実による人材の育成	
《重点的な取組み①》研修機能の強化	
4 社会福祉法人や施設等を支援します	24
推進項目(1) 社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み	
《重点的な取組み①》社会福祉法人・施設等への支援と連携強化	
《重点的な取組み②》福祉サービスの質の向上への取組み強化	
5 県社協の組織体制を強化します	26
推進項目(1) 組織基盤と財政・経営の強化	
《重点的な取組み①》事務局体制の充実強化	
《重点的な取組み②》財政の健全化と経営の透明性の確保	

参考資料

用語解説	28
群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱	32
群馬県社会福祉協議会活動推進計画第2期策定委員会委員名簿	33
群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定経過	34

全国社協

都道府県社協の連合会として、全国段階の社協として設置されています。

都道府県社協

県域での地域福祉の充実をめざした活動を行っています。

市町村社協

地域住民のもっとも身近な地域でそれぞれの地域の特性を踏まえた活動を行っています。

それぞれ社会福祉法に位置づけられた法人格を有する別組織ですが、「社協」という互いに「地域福祉の推進」という共通の目的を持つ組織として、連携・協働しています。

第2節 これまでの活動推進計画策定と取組み経緯

1. 第1期（平成23年度～平成27年度）

群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という）では、自らの存在意義や使命について改めて検討し、活動を推進していく上での基本理念、基本目標、実施計画について、平成23年度に第1期となる5年間の活動推進計画（以下「計画」という）を策定しました。

「県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、その人らしく安心して暮らせる福祉社会の実現」を基本理念に掲げ、果たすべき役割と方向性、そしてそれを実現するために策定した具体的な事業について、鋭意努力を重ねてきました。

第1期計画の中間年にあたる平成25年度には、2年間の事業の進捗状況を踏まえ、さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめとした大規模災害や地域における福祉課題・生活課題などの新たな課題に対応するため、計画の中間見直しを行いました。

2. 第2期（平成28年度～平成32年度）

第1期計画期間の終了にあたり、基本理念を踏襲し、また近年の社会経済情勢の変化や、それに伴う新たな課題に対応した地域福祉の推進を図るため、平成28年度からの5年間の計画を策定するものです。

策定にあたっては、これまで取組んできた事業の成果や実績を踏まえ、県社協職員による作業部会において第2期計画の原案を作成し、県社協の部会・関係団体・職能団体・行政機関などの各分野にわたる有識者で構成する活動推進計画策定委員会で御協議いただいたほか、広く県民の皆様の御意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。

策定委員会より答申を受けた計画（案）は、県社協理事会・評議員会の承認を得、今後5年間の事業運営指針として、毎年度の事業計画に反映させていきます。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 群馬県社会福祉協議会の役割

群馬県社会福祉協議会とは

昭和26年3月に発足、昭和30年3月に社会福祉法人として設立されました。

群馬県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という）、民生委員・児童委員、社会福祉施設・団体、行政機関、ボランティア活動を行う団体等により構成された組織です。

役割

●市町村社協の活動支援

市町村域において福祉活動を推進する市町村社協と連携し、地域の福祉課題の解決に向けた取組みを支援しています。

●多様なボランティア・市民活動の支援

地域に根ざしたボランティア団体、市民活動団体、NPO法人等と連携し、本県のボランティア・市民活動の推進に取組んでいます。

●福祉サービス利用者への支援

福祉サービスの利用者が、地域で安心して生活できるよう「福祉サービス利用援助事業」「福祉サービス運営適正化委員会」「生活福祉資金貸付事業」「生活困窮者自立相談支援事業」等の事業に取組んでいます。

●民間福祉事業者と福祉従事者への支援

社会福祉施設等を経営する福祉事業者に対し、経営に関する相談、指導・助言や、情報提供等を行っています。

また、福祉従事者には、各種研修会を開催してサービスの質の向上に努めるとともに、職員共済事業や福利厚生事業の実施等による総合的な支援を行っています。

●福祉職への就労支援

「群馬県福祉人材無料職業紹介所」を運営し、福祉職を就労する人に対して求人情報の提供、就労相談・斡旋等を行っています。

●社会福祉に関する研究・提言

社会福祉の諸課題について調査・研究を行うとともに、行政に対して福祉向上に向けた提言活動等を行っています。

●福祉向上を進める各種関係者との連携・協働

市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉施設、当事者団体、福祉専門職団体、市民活動団体、協同組合、医療・保健機関、学校、行政等、福祉の向上を目的に活動するさまざまな団体や個人と連携し、協働して活動を行っています。

(参考) 社会福祉協議会（以下「社協」という）とは

地域住民、社会福祉の関係者等の参加・協力を得て活動することが大きな特徴です。

地域の福祉課題等を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体です。

民間非営利組織としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられ、行政機関とも十分な連携・協働のもとに活動する「公共性」をあわせもった組織で、国・都道府県・市町村にそれぞれ設置されています。

第2章 計画の概要

第1節 計画の趣旨

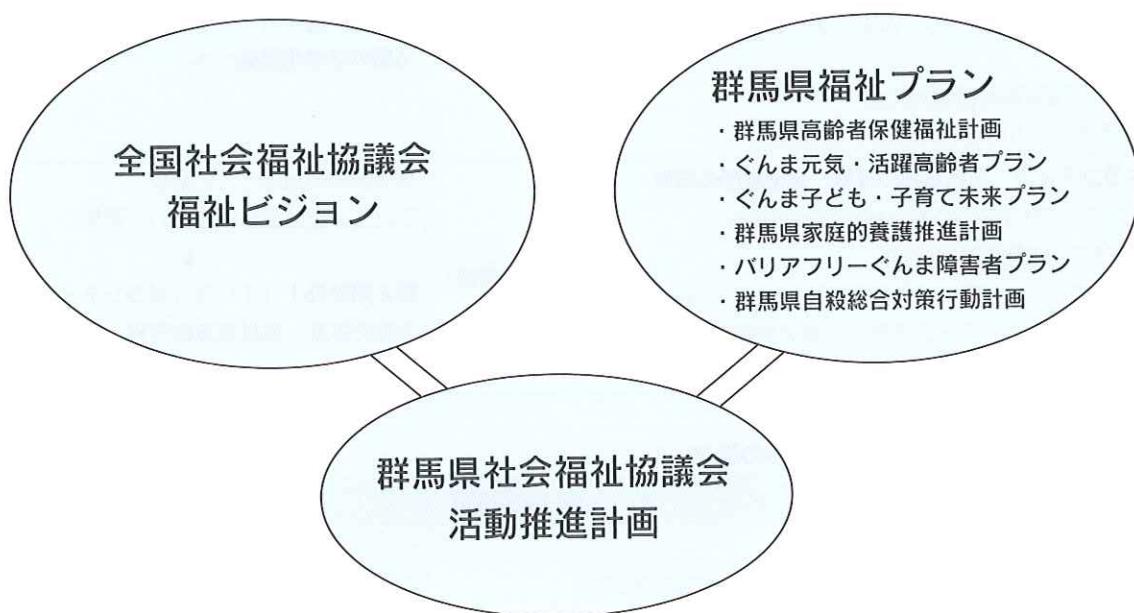
本県の地域福祉の推進のため、県民及び市町村社協、社会福祉法人・福祉施設、地方自治体、関係団体等と連携・協力して、県社協が取組むべき重点事業の方向性を示すものです。その役割や目標を県社協役職員や関係者が共有し、「県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、その人らしく安心して暮らせる福祉社会」をめざすために策定します。

第2節 計画の推進期間・進行管理

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年とします。
計画は、毎年度の事業計画に反映させて、具体的に展開し、計画の進行管理を行います。
また、計画の3年次にあたる平成30年度（2018年度）に事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、全体的な見直しを行います。

第3節 実施計画・推進項目

全国および県内の福祉関係施策の動向や福祉課題にあわせ、本計画の原案を作成しました。



以下の流れで、計画策定を行いました。

(1) 第1期計画の総括評価の振り返り

- ・計画の基本理念、目標等に対して、これまでの取組みについて、内部で総括評価を実施
- ・市町村社協及び役員・役員選出団体へ外部評価アンケートを実施

(2) 新しい施策・重点課題など、今後5年間の方向性を確認

(3) 推進項目、重点的な取組みの整理

- ・第1期計画の各取組みについて、以下の評価区分で整理

評価区分	内容
達成	事業終了
重点継続	重点的な取組みとして継続して実施
内容見直し	内容を整理し、今後の取組みを実施

(4) 策定委員会の開催

- ・策定委員会において、方向性を検討



(5) 一般意見の反映

- ・計画素案に対し、パブリックコメントを実施



(6) 第2期計画案の作成

- ・策定委員会において、計画最終案の検討
- ・計画の基本理念、目標の再認識

第4節 第1期計画の総括評価

1 地域におけるきめ細かな福祉活動の展開

※ 総括評価……「達成」・「重点継続」・「内容見直し」

項目名・事業名	総括評価	備 考
(1) 住民による地域福祉活動の活性化促進 ①地域福祉活動計画策定を通しての住民参加と理解の促進 ②小地域福祉活動の強化と先駆的な地域福祉活動の開発・普及 ③市町村社協役職員研修の充実 ④「ふれあい・いきいきサロン」推進事業	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画1 (1) ①「住民による地域福祉活動の活性化促進」へ
(2) ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実 ①ボランティアやNPO等住民活動団体の支援強化 ②各種研修・啓発事業の充実 ③ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化 ④市町村災害ボランティア活動の支援体制整備 ⑤地域の福祉力を高めるための福祉教育の推進	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ただし、②は通常業務として実施 ↓ 第2期計画1 (1) ②「ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実」へ

2 地域における相談・生活支援体制の強化

項目名・事業名	総括評価	備 考
(1) 生活困窮者への支援 ①市町村社協支援に対応できる県社協職員の体制整備（モデル事業） ②生活困窮者自立支援事業の周知、情報提供（モデル事業） ③生活困窮者自立支援事業を実施する市町村社協への支援 ④生活困窮者自立支援事業の推進（モデル事業）	「内容見直し」	モデル事業は終了し、新たに重点的な取組みとして実施 ↓ 第2期計画2 (1) ①「生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化」へ
(2) 生活福祉資金の貸付 ①貸付・債権管理の充実 ②不動産担保型生活福祉資金の管理 ③滞納者の生活実態把握、償還指導等による債権管理の強化 ④生活福祉資金事業の運営強化（生活福祉資金の周知と効果的な運営）	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画2 (1) ②「生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実」へ

(3) 地域における権利擁護体制の構築（日常生活自立支援事業の推進） <ul style="list-style-type: none"> ①啓発宣伝事業 ②成年後見啓発事業 ③法人後見の啓発事業 	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画2 (2) ①「権利擁護事業の強化」へ
(4) 虐待や悪質商法被害の防止、早期発見・対応に向けた取組み <ul style="list-style-type: none"> ①虐待防止事業 ②消費者被害防止の啓発事業 	「内容見直し」	重点項目としては終了、内容を見直し ↓ 第2期計画2 (2) ①「権利擁護事業の強化」へ組み込み

3 社会福祉法人・施設等の福祉サービス事業者への支援

項目名・事業名	総括評価	備考
(1) 社会福祉法人・施設における経営の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉施設経営指導事業 ②青年経営者として求められる知識と実践的能力の取得 ③経営の今日的課題についての調査・研究 ④地域貢献活動の推進 	「内容見直し」	内容を見直し、新たに重点的な取組みとして実施 ↓ 第2期計画4 (1) ①「社会福祉法人・施設等への支援と連携強化」へ
(2) 地域における各種支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①地域子育て支援センター機能の充実 (県ぐんま子育て支援センター連絡会への支援) ②職員の資質の向上 (県ぐんま子育て支援センター連絡会への支援) ③多様な子育て支援機関との連携促進 (県ぐんま子育て支援センター連絡会への支援) ④地域包括ケアシステムの推進 (県地域包括・在宅介護支援センター協議会への支援) ⑤職業倫理、資質及び知識・技能の向上 (県地域包括・在宅介護支援センター協議会への支援) 	「重点継続」	内容を見直し、通常業務として実施
(3) 新たな福祉施策への取り組み <ul style="list-style-type: none"> ①障害者施設・団体等のネットワーク化の推進 ②障害者の就労・自立の支援 (県社会就労センター協議会への支援) 	「内容見直し」	内容を見直し、通常業務として実施

4 福祉サービスを支える福祉人材の確保への取組みと人材育成への貢献

項目名・事業名	総括評価	備考
(1) 福祉マンパワーセンター機能の充実強化と職業紹介事業の効果的運用 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉マンパワーセンターの運営・管理 ②福祉人材無料職業紹介所の効果的運用に向けた取組み ③福祉現場との意見交換会の開催 ④福祉・介護の仕事に関するイメージアップの活動展開 	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画3 (1) ①「福祉人材確保の安定化・定着化」へ
(2) 福祉・介護人材確保対策事業の推進と定着支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉・介護人材確保の充実強化 ②介護福祉士等修学資金貸付事業の実施 	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画3 (1) ①「福祉人材確保の安定化・定着化」へ
(3) 研修事業の充実による人材育成への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉人材の養成・確保及び資質向上のための研修事業の充実 	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画3 (2) ①「研修機能の強化」へ

5 福祉サービスの質の向上

項目名・事業名	総括評価	備 考
(1) 福祉サービス第三者評価の推進 ①福祉サービス第三者評価の受審促進 ②評価機関・評価調査者の資質向上 ③社会的養護関係施設第三者評価事業（義務）の支援	「重点継続」	重点的な取組みとして継続 ↓ 第2期計画4 (1) ②「福祉サービスの質の向上への取組み強化」へ
(2) 運営適正化委員会への支援の強化 ①福祉サービスに係る苦情解決事業の推進 ②基幹社協への計画的訪問による運営監視の実施	「内容見直し」	内容を見直し、通常業務として実施

6 災害時における活動支援体制の整備

項目名・事業名	総括評価	備 考
(1) 災害時における活動支援体制の整備と情報発信 ①災害支援セミナーの開催 ②市町村社協職員等向け災害ボランティアセンター設置訓練事業の実施 ③災害時に迅速に対応できる県社協職員体制整備 ④県災害ボランティアセンター立ち上げのため体制整備 ⑤災害福祉広域支援ネットワークの構築の推進 ⑥外部への情報発信機能の強化	「内容見直し」	内容を見直し、新たに重点的な取組みとして実施 ↓ 第2期計画 1(2)①「災害福祉広域支援ネットワークの構築」 1(2)②「市町村災害ボランティアセンターの機能強化」 5(1)①「事務局体制の充実強化」へ

7 地域福祉を推進する県社協機能と組織の充実・強化

項目名・事業名	総括評価	備 考
(1) 県社協部会の再編	「達成」	事業終了 今後も引き続き、部会内連携を実施
(2) 社協職員の専門性の向上 ①研修の見直し推進 ②社協職員としての福祉知識の向上の推進 ③職務を通じての研修(OJT)の体制整備の推進 ④資質向上のための環境整備の推進 ⑤各市町村社協独自開催による職員研修の推進 ⑥社協職員階層別研修の推進 ⑦社協職員事務研修の推進	「内容見直し」	内容を見直し、新たに重点的な取組みとして実施 ↓ 一部、第2期計画5 (1) ①「事務局体制の充実強化」へ
(3) 各種社会福祉団体の活動支援 ①相談支援体制の充実 ②側面支援 ③人材育成の充実	「内容見直し」	内容を見直し、通常業務として実施

第5節 第2期計画実施のための財源

公的財源は、今後、一層削減されていくことが予想され、また自主財源の確保も厳しい状況にあります。

目標を達成するために与えられた「ヒト」「モノ」「力ネ」「情報」といった経営資源をいかに効率的に活用し、相乗効果と波及効果を発揮させていくかを考えていく必要があります。

(1) 財源の確保と社会資源の活用

公的な施策・福祉サービスとあわせて、インフォーマルな活動や新たな活動の推進のためには、財源が必要になります。

財源がなければ動けないという姿勢ではなく、必要な資源の調達や創出を考え、公益性の高い事業につ

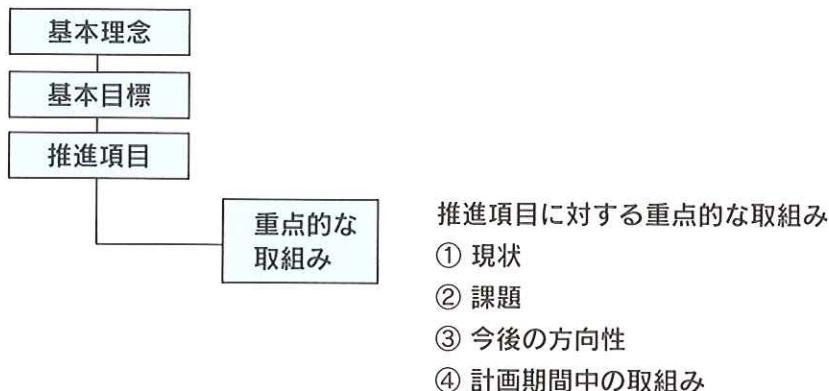
いては県社協の公益性を確保する観点から、その成果を明確にした上で積極的に確保し、その他、社会の中のさまざまな資源の活用を進めます。

また、無駄を削減し、収入を伴う自主事業の実施や受託事業の強化など財源の確保に努めます。各計画の推進においても、こうした財源を利用し、実施していきます。



第3章 計画の構成

本計画は、基本理念、基本目標、推進項目の3部で構成しています。



第1節 基本理念

県社協の置かれている現状と社会福祉を取り巻く状況・課題を踏まえ、今後、事業を実施していく指針とするため、基本理念を次のとおり定めました。

県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、
その人らしく安心して暮らせる福祉社会をめざします

第2節 基本目標

基本理念を踏まえ、めざすべき目標を定めています。

- (1) 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します
- (2) その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します
- (3) 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します
- (4) 社会福祉法人や施設等を支援します
- (5) 県社協の組織体制を強化します

第3節 実施計画・推進項目

基本目標を達成するための推進項目と重点的な取組みを定めています。

第4節 第2期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画体系図（平成28年度～平成32年度）

【基本理念】

【基本目標】

【推進項目】

【重点的な取組み】

県民だれもがともに支え合い、住みなれた家庭・地域で、 その人らしく安心して暮らせる福祉社会をめざします	1. 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します	
	(1) 地域福祉活動の促進支援	① 住民による地域福祉活動の活性化促進 ② ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実
	(2) 災害時における活動支援体制の構築	① 災害福祉広域支援ネットワークの構築 ② 市町村災害ボランティアセンターの機能強化
	2. その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します	
	(1) 生活困窮者等への相談支援体制の強化	① 生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化 ② 生活福祉資金貸付制度における相談・債権管理体制の充実
	(2) 地域における生活支援体制の強化	① 権利擁護事業の強化
3. 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します		
	(1) 福祉人材の充実と定着支援の強化	① 福祉人材確保の安定化・定着化
	(2) 研修事業の充実による人材の育成	① 研修機能の強化
4. 社会福祉法人や施設等を支援します		
	(1) 社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み	① 社会福祉法人・施設等への支援と連携強化 ② 福祉サービスの質の向上への取組み強化
	5. 県社協の組織体制を強化します	
	(1) 組織基盤と財政・経営の強化	① 事務局体制の充実強化 ② 財政の健全化と経営の透明性の確保

第4章 重点的な取組み

1 地域の福祉力を高める安心のまちづくりを支援します

【推進項目（1）】地域福祉活動の促進支援

《重点的な取組み①》住民による地域福祉活動の活性化促進

現状

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町村が中心となり、地域の実情に応じた医療・介護の連携とともに、地域住民等の様々な主体の参画による多様な生活支援サービスを包括的に提供する地域包括ケアシステム[※]の構築が重要な政策課題となっています。
- 地域において、住民主体等の多様な生活支援サービスを広げていくためには、ボランティア等サービスの担い手の育成が課題となります。あわせて、高齢者が地域で役割を持ち続けられる住民主体の活動の機会や場づくりが必要となり、現在推進している「ふれあい・いきいきサロン[※]」活動等の整備や生活支援サービスの拠点づくりへの必要性が高まっています。
- 地域福祉活動の活性化のためには、これまで実践してきた小地域における見守り活動や小地域ネットワーク活動をより活性化し、要支援者等の生活を支える仕組みづくりを構築することが必要となっています。そのためには、市町村で計画的に地域福祉を推進するための地域福祉計画への参画や地域福祉活動計画[※]の策定推進が求められています。

県社協が把握している県内のふれあい・いきいきサロンの設置状況

年度	高齢者	障害者	子育て	その他	合計
平成25年度	1,691	19	324	24	2,058
平成26年度	1,729	25	289	39	2,082
平成27年度	1,763	23	301	54	2,141

※その他とは、対象者を区分しない複合型のサロン等

今後の方向性

- 地域包括ケアシステムの理解と推進
- 小地域における地域福祉活動[※]の推進
- 地域福祉活動推進のための人材育成
- 市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援

課題

● 地域包括ケアシステムの理解と推進

新しい総合事業における地域の実情に合ったサービスの充実を推進するために、市町村社協等からの相談・助言・支援、先進事例の収集と発信、さらには市町村職員や地域包括支援センター[※]職員研修、生活支援コーディネーター[※]の養成など県、関係機関団体等との連携により総合的に人材の育成を進めます。

● 小地域における地域福祉活動の推進

小地域における地域福祉活動の中心的な活動となっている「ふれあい・いきいきサロン」は、高齢者、

(注) ※のある用語については、P28～P31に解説があります。

障害者、子育て中の親子の社会参加や交流、仲間づくりなど社会的役割を果たしていく場であるとともに、住民自らが支え合う地域福祉活動です。県内のサロンは毎年増加傾向にあり、サロン推進連絡会と連携しさらなる推進に努めます。

また、日常生活圏域で行われる見守り活動等は、小地域活動の中心的な活動の一つです。高齢者、障害者等の見守り支援を推進するとともに、地域の実情に沿って、支援が必要な方々へ市町村社協等との連携による広がりを進めます。

●地域福祉活動推進のための人材育成

地域福祉の中核的な推進組織として位置づけられている社協の役職員に、社協経営に関する理解と資質向上のための研修会を開催します。

●市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援

地域福祉推進の基盤整備を図るためにには、社協と行政、地域住民、多様な活動団体との連携・協働が必要です。市町村で地域福祉を計画的に推進していくためには、地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定が必要であり、その策定を支援します。平成27年4月1日現在、35市町村社協のうち、18市町村（12市、3町、3村）が策定済みですが、引き続き未策定の町村社協に対する支援を行うとともに、研修会を通じて住民座談会等、住民参加による計画策定の支援等を進めます。

計画期間中の取組み	
1 地域包括ケアシステムの理解と推進	
▶市町村社協等からの相談に対する助言・支援	
▶生活支援コーディネーター養成のための研修計画の作成や研修会の開催	➡ 目標：5年間で200人を養成
▶市町村及び市町村社協職員等の研修会等の開催	
2 小地域における地域福祉活動の推進	
▶「ふれあい・いきいきサロン」設置の推進	➡ 目標：1年あたり50カ所以上
▶ふれあい・いきいきサロン推進セミナーの開催	
▶多様な対象者への見守り支援活動推進のためのセミナーの開催	
3 地域福祉活動推進のための人材育成	
▶市町村社協理事・評議員等の研修会の開催	
▶市町村社協事務局長及び職員の研修会の開催	
4 市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画の策定支援	
▶市町村地域福祉計画・市町村地域福祉活動計画策定への支援	➡ 目標：策定市町村を18カ所から23カ所へ
▶地域福祉計画・地域福祉活動計画策定研修会の開催	

《重点的な取組み②》ボランティア・市民活動の推進、福祉教育の充実

現状

- 近年のボランティア活動は、日常生活に関わるすべての活動につながるとの認識が広がり、共生社会の視点やまちづくりの視点など様々な活動が展開されています。その要因としては、地域の生活課題や個人・家族の福祉ニーズの多様化、複雑化、深刻化があげられ、地域の新しいニーズをキャッチして先駆的に取組むことのできる社協ボランティアセンターへの期待が大きくなり、その推進役として、ぐんまボランティア・市民活動支援センター機能の充実と啓発が求められています。
- 災害に対する意識の高まりや、介護保険制度や生活困窮者自立支援制度等を始めとする国の制度の見直しや新たな制度の創設などに伴い、ボランティア・市民活動に注目が集まっています。その活動は、子どもから高齢者や障害者、個人、団体、さらには企業まで広がりを見せており、あらゆる人々の社会参加への支援が求められています。多様な主体が協働して、地域の課題を解決していくためには、従来からの活動の枠を超えた多者協働の場づくりの推進が期待されています。
- 福祉教育の推進に関しては、昭和52年から「学童・生徒のボランティア活動普及事業」として事業が始まって以来、社会福祉協力校[※]として、県内565校中（小学校、中学校、高等学校）510校を指定し（平成27年4月1日現在）、社会福祉協力校の連絡会議や福祉教育セミナー等、地域福祉を推進する視点から福祉教育のあり方を検討してきました。

一方で、学習のねらいが曖昧なまま、車いす体験や高齢者疑似体験など、体験することが福祉教育の目的となっている現状もあり、共感・当事者性を意識し、社会的に包み込む社会的包摂[※]の視点での福祉教育が求められています。

課題

- ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化
- 市町村社協ボランティアセンターの活動支援
- ボランティア活動推進のための人材育成
- 福祉教育の推進及び支援

今後の方向性

●ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化

県民に広く開かれたセンターとして、市町村社協、行政、民生委員・児童委員[※]、社会福祉施設、企業、学校、NPO[※]、ボランティア等、関係機関・団体との連携・協働をより一層強化し、分野に特定されることなく多者協働の場づくりによりコーディネート機能の強化に努めます。

●市町村社協ボランティアセンターの活動支援

各市町村社協においてボランティアセンター機能の位置づけの確立・明確化に向けて、引き続き活動支援を行います。平成26年4月1日現在、常設されている市町村社協ボランティアセンターは21カ所であり、地域における多様な課題に対応できるよう、研究・協議、情報交換の場を通じ担当者同士のネットワーク構築に努めます。

●ボランティア活動推進のための人材育成

地域の生活課題の解決に向けての連携やプログラム提案等、マネジメントができる人材の育成に向け、市町村社協ボランティアセンター職員等に対し、資質向上のための研修・講座等を実施します。また、ボランティア・市民活動に関心がありながらも、きっかけがなかった県民（潜在層）に対し、広報紙やホームページ等を活用し、さらに活動への参加促進を図ります。

●福祉教育の推進及び支援

地域を基盤とした社会福祉協力校の指定や支援をとおして福祉教育の推進を行います。さらに、共感・当事者性を意識しながら住民が地域の諸課題に対する認識を高めていくために、子どもから大人まで幅広い世代に対して社会的に包み込む社会的包摶の視点で、教育委員会、社会福祉協力校、関係機関と連携しながら福祉教育を推進します。

計画期間中の取組み

1 ぐんまボランティア・市民活動支援センターの機能強化

- ▶市町村社協との連携による相談支援及びコーディネート機能の強化
- ▶情報提供や情報発信の強化
- ▶県域の関係機関団体との協働、連携及び支援
- ▶関係機関・団体及び中間支援センター[※]等との連携、協議の場づくり

2 市町村社協ボランティアセンターの活動支援

- ▶担当者連絡会議や研究・協議の場を通じたネットワークの構築
- ▶市町村社協ボランティアセンター事業等への活動支援、情報提供

➡ 目標：「VC機能有」の市町村社協を29カ所から35カ所へ

3 ボランティア活動推進のための人材育成

- ▶社協ボランティアセンター担当者の資質向上のための研修会等の開催
- ▶普及・啓発のためのシンポジウムやフォーラムの開催

4 福祉教育の推進及び支援

- ▶地域を基盤とした福祉教育の推進（社会福祉協力校の指定及び活動支援）

➡ 目標：毎年5カ所を指定

- ▶福祉教育副読本の普及・活用及びセミナー等の開催
- ▶市町村社協における福祉教育の推進支援

【推進項目（2）】災害時における活動支援体制の構築

《重点的な取組み①》災害福祉広域支援ネットワーク^{*}の構築

現状

- 被災地では、福祉専門職の団体や職場から派遣された人材により、要配慮者^{**}に対する個別的・専門的ケアが行われていますが、組織的な連携がなされていないため、包括的・継続的な支援ができていません。
- 社会福祉施設等が被災した場合、他施設への避難や職員の派遣が必要となります、仕組みが無いため、受入条件や手続等をその場で判断することが困難です。
- 福祉避難所に指定された施設では、受入や運営に関する平時の点検・訓練等が実施されておらず、運営スタッフとしての専門職やボランティア等の人材確保も難しいため、機能が充分に果たされていません。

課題

- 公民協働による包括的・継続的支援体制の構築
- 施設間連携による利用者・職員・物資等の相互受入
- 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり

今後の方向性

●公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築

県と県内の福祉関係者（県社協・社会福祉法人・福祉施設・職能団体^{***}等）による公民協働のネットワークを構築し、平時から情報の共有や訓練、啓発活動、災害時の支援体制づくり等に取り組み、要配慮者に対する包括的・継続的な支援に努めます。

●施設間連携による利用者・職員・物資等の相互受入

被災施設の利用者受入や、被災施設及び受入施設への職員派遣、必要な物資の提供等、施設サービスを継続するには、施設間での互助支援活動が必要です。情報共有のための連絡網の作成・活用のルール決め、各施設の要支援情報の集約・還元等を共有する仕組みづくりを進めます。

●福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり

避難生活による環境の変化や生活問題から二次災害を受けて、新たな要配慮者となる人もいることから、避難所の環境整備や機能強化を図るとともに、福祉専門職チームによる緊急介護や衛生対策、生活環境の改善、相談事業等を実施して、緊急期から応急期・復旧期の時間経過に合った支援、個々の状態に応じたきめ細かな支援を目指します。

計画期間中の取組み

- 1 公民協働による包括的・継続的な支援体制の構築
 - ▶災害福祉広域支援ネットワーク事務局の運営
 - ▶ネットワーク会議、セミナーの開催
- 2 施設間連携による利用者・職員・物資等の相互受入
 - ▶施設種別間での災害協定の締結
 - ▶連絡網の作成とシミュレーションの実施
- 3 福祉避難所の機能強化と福祉専門職派遣の仕組みづくり
 - ▶福祉専門職派遣チーム（福祉版DMAT^{**}）の登録・チーム編成
 - ▶研修（登録時基礎研修、スキルアップ研修）の開催

《重点的な取組み②》市町村災害ボランティアセンターの機能強化

現状

- 台風等による風水害や地震、津波、突風、雪害等の災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つとなっています。災害発生時には、多くの地域で災害ボランティアセンターが開設され、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受入調整やマッチング活動を行い、災害によって失われたその地域らしい暮らしを取り戻していくための復旧・復興支援を行います。

本県における近年の市町村災害ボランティアセンターの設置状況

災害発生時期	被害内容	設置箇所
平成18年1月 ※	利根郡内における大雪被害	1町
平成19年9月5日～7日	西毛地域における台風第9号による豪雨被害	2市村
平成26年2月14日～16日	群馬県全域における大雪被害	3市

※平成17年末からの強い冬型の気圧配置による大雪

- 大規模災害としては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、被災地で立ち上がった災害ボランティアセンターの多くを社協が担い、全国的なネットワークを活用し、全国で約200か所の災害ボランティアセンターを開設して、143万人を超えるボランティア活動の支援を行いました（平成27年3月現在全社協）。
- こうした中で、行政の地域防災計画の中にもボランティア活動については社協との連携を謳うものが増え、行政とともに災害ボランティア活動の基盤整備が進められています。過去の災害対応の経験やそれらを経て明らかになった課題等をふまえ、本県における災害時における災害ボランティアセンターの設置、運営について、その考え方や、地域住民、ボランティア、NPO、行政、関係機関団体等との連携、役割分担、手順等を明確にしていく必要があります。

課題

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援
- 市町村社協の災害時の体制整備支援
- 災害時における事業継続計画（BCP）※策定の推進
- 関係機関とのネットワークづくり

今後の方向性

- 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

地域防災力の向上や災害時における市町村社協災害ボランティアセンターの設置・運営にむけた研修や訓練等を実施し、災害ボランティアセンター運営の中核を担う市町村社協職員の資質向上のための支援を行います。

市町村社協で実施されている災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア講座等の支援も行い、各地域において災害時に備えた支援体制の構築の支援を行います。

- 市町村社協の災害時の体制整備支援

災害時の対応を円滑かつ効果的に進めるために、平常時から災害発生時の対応方法、手順、役割分担等の整理、関係機関との確認等マニュアル整備、協定締結等の支援を行います。

●災害時における事業継続計画策定の推進

多くの市町村社協では、法人運営、地域福祉活動、ボランティア活動、介護保険事業、センターおよび会館の管理運営などさまざまな事業を実施及び支援していることから、災害時における事業継続計画(BCP)に関する策定支援を実施します。

●関係機関とのネットワークづくり

災害時の対応は、被災者の福祉的救援と被災した組織や事業の復旧や復興を目的として、ボランティア、NPO、民生委員・児童委員、福祉施設、行政、社協、その他関係機関団体等の連携により進められることから、それぞれの機関とのネットワーク構築を進めます。

計画期間中の取組み

1 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援

- ▶市町村社協災害ボランティアセンターの設置運営に関する支援、研修等の開催
- ▶県総合防災訓練、市町村総合防災訓練への協力と支援

2 市町村社協の災害時の体制整備支援

- ▶災害時における各種マニュアル等の情報提供と作成支援

3 災害時における事業継続計画策定の推進

- ▶災害時における事業継続計画(BCP)の策定支援



目標：5年間で3カ所の策定

4 関係機関とのネットワークづくり

- ▶関係機関団体との会議、研修等を通じた連携とネットワークの構築

●関係機関との連携体制の強化

生活困窮者自立相談支援事業を適切かつ効果的に実施するためにさまざまな関係機関との連携体制を強化し、地域における生活困窮者支援ネットワークづくりを推進します。

特に23町村における広域支援を行っていく上で、町村社協と共に通認識を図り、協働して地域に密着したよりきめ細かな支援を行うための実施体制を強化します。

●生活福祉資金貸付事業との連携

生活福祉資金貸付事業と連携を図り、生活困窮者の自立に向けたより効果的かつきめ細かな相談支援を実施します。

●貧困の連鎖への対応

貧困の連鎖を防止するために、子どものいる生活困窮者世帯に対する適切かつ効果的な支援を検討し、実施していきます。

計画期間中の取組み

1 生活困窮者の発見と把握

▶民生委員・児童委員、関係機関等への事業内容の周知徹底、情報共有

2 生活困窮者に対する相談支援・就労支援のあり方への強化

▶相談支援、就労支援の方策についての考察検討の実施、実施要領等を作成
▶主任相談支援員及び相談支援員に対する研修会の開催、研修会への参加
▶相談支援員間情報の共有、共通認識の醸成のための連絡会議等の開催
▶中間的就労[※]の検討、実施体制を構築するための検討会等の開催

3 包括的な総合相談体制の強化

▶町村社協に対する研修会の開催

4 関係機関との連携体制の強化

▶関係機関連絡会議の開催

▶関係機関への巡回訪問の実施

5 生活福祉資金貸付事業との連携

▶自立相談支援機関[※]と生活福祉資金貸付担当との情報交換会等の開催

6 貧困の連鎖への対応

▶子どものいる生活困窮者世帯に対する支援

2 その人らしい生活・自立を支援するための総合相談・生活支援体制を強化します

【推進項目（1）】生活困窮者等への相談支援体制の強化

《重点的な取組み①》生活困窮者自立相談支援事業における相談支援体制の強化

現状

- 2012年の厚生労働省の調査によれば、日本の相対的貧困率は16.1%となっています。生活保護の受給者も増大し、平成27年9月には216万人で、世帯数は162万世帯となっています。
- 平成27年11月における厚生労働省の調査によると、非正規労働者（パート・アルバイト・契約社員・派遣社員等）は全労働者の約40%となっており、失業、疾病、家族の介護などをきっかけに突然的に生活困窮に陥る人も増えています。
- 平成22年の内閣府関係調査によると、広義のひきこもり数は推計として約70万人とされています。また、生活基盤の劣化などの要因が重なって、家族と同居している40歳以上の中高年層のひきこもりも非常に多くなっています。
- 生活困窮者自立支援法の平成27年4月からの本格施行により、県社協では県から受託し、県の福祉事務所管内の23町村において、生活困窮者自立相談支援事業を実施しています。
- 23町村を5ブロックに分け、うち4ブロックについては4町社協（みなかみ町、長野原町、下仁田町、邑楽町）と支所社協としての委託契約を結び、それぞれに相談支援員を配置し、生活困窮者への寄り添い型支援を実施する体制を構築しています。（平成27年度）
- 12市の自立相談支援事業の状況としては、4市が社協委託、8市が行政直営で実施しています。（平成27年度）

課題

- 生活困窮者の発見と把握
- 生活困窮者に対する相談支援・就労支援の強化
- 包括的な総合相談体制の強化
- 関係機関との連携体制の強化
- 生活福祉資金貸付事業との連携
- 貧困の連鎖^{*}への対応

今後の方向性

- 生活困窮者の発見と把握

生活基盤の劣化などの要因が重なって、自信を喪失し、将来への展望を失い、地域において孤立し、既存のセーフティーネット^{*}から抜け落ちてしまっている生活困窮者の発見と把握を積極的に行っていきます。
- 生活困窮者に対する相談支援・就労支援の強化

支援が必要な生活困窮者との信頼関係を築き、自立に向けた寄り添い型支援及び就労支援の適切かつ効果的な方策を検討し、実施していきます。

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」等の生活困窮者に対する就労訓練事業を実施するための検討を行っていきます。

●包括的な総合相談体制の強化

- 23町村における、様々な課題を抱える生活困窮者からの相談に対応するための包括的な総合相談体制を強化します。
- 12市における自立相談支援事業実施社協及び市行政との連携を深め、県内全域における総合相談支援体制を強化します。

《重点的な取組み②》生活福祉資金貸付制度^{*}における相談・債権管理体制の充実

現状

- 市町村社協や民生委員・児童委員、関係機関との連携により、生活福祉資金貸付事業を実施し、対象者（世帯）の自立促進や生活支援を行っています。
- リーマンショック後の離職者増大を受け、平成21年10月の制度改革により、貸付件数は飛躍的に増加しましたが、平成23年度の約1,500件をピークに減少傾向となっています。
しかし、緊急小口資金及び教育支援資金についての需要は高い状態が続いています。
- 総合支援資金については、平成27年7月現在では貸付件数が累計で1,500件を超え、計画通りに償還出来ていない件数は約1,100件となっています。
- 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に伴い、生活福祉資金貸付制度も改正され、総合支援資金及び緊急小口資金の借入については生活困窮者自立相談支援事業への利用申込が要件化されました。

課題

- 債権管理の充実
- 相談・貸付・債権管理体制
- 関係機関との連携
- 生活困窮者自立支援制度との連携

今後の方向性

- 債権管理の充実
貸付後の借受人の生活状況の把握を継続的に実施し、債権管理を強化します。
- 相談・貸付・債権管理体制
県社協事務局の体制の強化・効率的な職員配置等により、貸付業務、相談業務を円滑に行っていきます。
また、市町村社協への支援及び体制の強化を行い、共通認識をより一層図り、借受人の債権管理及び自立支援を積極的に行っていきます。
- 関係機関との連携
民生委員・児童委員、関係機関等との連携により、適切かつ効果的な相談支援・貸付事業を行います。
弁護士や不動産鑑定士、中小企業診断士等の専門家との連携を図り、資金の貸付により、借受人が抱える生活課題の解決に取組みます。
- 生活困窮者自立支援制度との連携
総合支援資金及び緊急小口資金については、生活困窮者自立相談支援事業と連携して生活困窮者の自立に向けた適切かつ効果的な貸付事業を行います。

計画期間中の取組み

- 1 債権管理の充実
 - ▶借受人に対する電話連絡、催告書の送付、戸別訪問等の実施
- 2 相談・貸付・債権管理体制
 - ▶市町村社協担当者研修会等の開催
- 3 関係機関との連携
 - ▶関係機関連絡会議等の開催
- 4 生活困窮者自立支援制度との連携
 - ▶生活困窮者自立相談支援機関と生活福祉資金貸付担当との情報交換会の開催

【推進項目（2）】地域における生活支援体制の強化

《重点的な取組み①》権利擁護事業の強化

現状

- 平成11年に権利擁護の視点のもと、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者といった判断能力が不十分な方を対象として、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助を行うことを目的としてスタートした日常生活自立支援事業^{*}は、全国的にも利用者が増えています。
本県においても増加の一途をたどり、全国的にも上位となっています。高齢者や障害者の地域生活を支える社会資源の一つとして利用者の生活の安定に繋がるとともに、効果的なサービス利用など、関係機関から大いに期待されていることから、本事業が担っている役割は極めて大きくなっています。
- 現在、県内13の市町社協（基幹社協^{**}）に事業の一部を委託し、運営を推進していますが、利用者数の増加と基幹型（広域型）支援の専門員の場合、担当エリアが広範囲にまたがり、業務遂行において負担が大きく、早急な対応が求められる場合には対応が難しいこともあります。実施体制については、身近な地域で一連の対応ができることが望ましいという全国的な流れのもと、利用者の利便性を図り、きめ細かな支援が行えるよう、身近な市町村での実施を見据えた検討が課題となっています。
- 基準に合った専門員の配置のための財源の確保、判断能力の低下等により本事業が利用困難と判断される場合や、財産侵害や消費者被害等の権利侵害を防止するために成年後見制度^{***}への移行を見据えながら中長期的展望が必要となっています。

日常生活自立支援事業の実利用状況

年度	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	計
平成21年度	446 (60.6%)	128 (17.4%)	162 (22.0%)	736
平成22年度	465 (57.9%)	153 (19.1%)	185 (23.0%)	803
平成23年度	495 (57.5%)	164 (19.0%)	202 (23.5%)	861
平成24年度	504 (55.3%)	181 (19.8%)	227 (24.9%)	912
平成25年度	495 (53.3%)	197 (21.2%)	236 (25.4%)	928
平成26年度	504 (53.2%)	200 (21.1%)	244 (25.7%)	948

※数字は各年度末現在

※下段の（ ）は割合で、端数調整の関係で合計が100%にならない場合があります。

課題

- 日常生活自立支援事業の推進
- 成年後見制度との連携
- 関係機関団体との連携と啓発

今後の方向性

●日常生活自立支援事業の推進

利用者数の増加に対応できる財源の確保、身近な市町村での実施を見据え、専門員及び生活支援員等の専門性の向上と効率的な支援を見据えた実施体制の整備に努めます。

●成年後見制度との連携

日常生活自立支援事業と成年後見制度は法律的には異なりますが、関係の深い事業であり、十分な連携、スムーズな移行等に努めます。

●関係機関団体との連携と啓発

弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、福祉施設、地域包括支援センター、家庭裁判所、金融機関等の関係機関との連携を図り、事業の理解及び推進と、権利擁護に関する啓発活動に努めます。

計画期間中の取組み

1 日常生活自立支援事業の推進

- ▶日常生活自立支援事業実施に伴う財源の確保
- ▶専門員への資質向上のための支援
- ▶生活支援員への支援

 **目標：生活支援員による支援の稼働率を59%から5年間で70%へ**

2 成年後見制度との連携

- ▶成年後見制度に関わる調査・研究
- ▶成年後見制度や法人後見事業の周知・啓発活動
- ▶法人後見制度や市民後見制度実施のための準備及び研究

3 関係機関団体との連携と啓発

- ▶成年後見等研修会の開催
- ▶権利擁護及び虐待防止のためのセミナー等の開催
- ▶悪質商法被害防止の啓発（生活支援員への啓発）
- ▶関係機関連絡会議の開催

3 福祉人材の確保・育成・定着に向けて支援します

【推進項目（1）】福祉人材の充実と定着支援の強化

《重点的な取組み①》福祉人材確保の安定化・定着化

現状

- 福祉・介護分野では高い離職率と相まって慢性的な人材不足が続いている。この背景には、福祉職場における賃金や雇用に関わる職員待遇や労働環境の未整備、キャリアアップシステムの不足等が指摘されています。
- 介護職員の労働条件等について、学生を含め社会一般にネガティブなイメージもあり、福祉ハートフルフェア（福祉人材確保就職面接会）、地区別ミニ就職面接会等への参加者数も年々減少しています。
- 群馬県福祉マンパワーセンターにおいては、求職者数が平成21年度の雇用情勢の変化により、一時増加傾向にあったものの、平成22年度からは沈静化傾向が見られ、毎年減少しています。
- 福祉人材無料職業紹介所における県内有効求人倍率は、リーマンショック以前では平成20年度の2.16倍が一番高い倍率でしたが、平成26年度はそれを超えて2.42倍（全国平均3.38倍）となり、超売り手市場、人材不足に陥っています。

課題

- 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ
- 福祉人材無料職業紹介所^{*}の利用促進
- 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化

今後の方向性

● 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ

小学生、中学生、高校生のうちから福祉・介護分野への関心を高め、支える人材の裾野を広げます。また、社会一般に福祉・介護分野のさらなるイメージアップを図るため、さまざまな事業を通して魅力ややりがいを伝えていきます。

● 福祉人材無料職業紹介所の利用促進

高崎市、太田市に福祉人材バンクを設置し、広域的な福祉人材確保対策を推進するとともに、リーフレット・広報チラシ及びポスター等を作成し、広く県民に周知します。

● 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化

景気が回復傾向にあり、有効求人倍率も2倍を超えて売り手市場が続き、慢性的な人材不足が続く中、福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化に努めます。

計画期間中の取組み

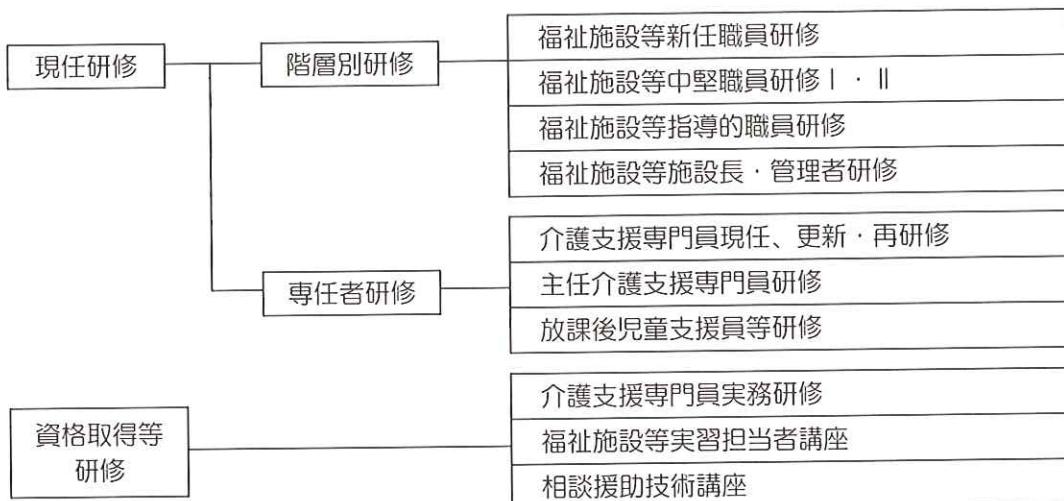
- | | |
|------------------------------|--|
| 1 次代の福祉人材の育成と福祉・介護分野のイメージアップ | ▶ 小学生、中学生、高校生向け福祉セミナー等の開催
▶ 転職者や復職者を含む県民向けイメージアップ事業の実施 |
| 2 福祉人材無料職業紹介所の利用促進 | ▶ 高崎市、太田市の福祉人材バンクと連携した広域的な福祉人材確保対策の推進
▶ インターネットへの情報掲載の強化
▶ ハローワークとの連携の推進 |
| 3 福祉人材の確保・育成・定着対策の充実・強化 | ▶ 求職者向けの定期的な就職面接会、ガイダンスやセミナーの開催 |

【推進項目（2）】研修事業の充実による人材の育成 《重点的な取組み①》研修機能の強化

現状

●県社協における福祉人材養成機能としては、現任研修として階層別研修（新任職員、中堅職員、指導的職員、施設長・管理者）、専任者研修として介護支援専門員現任、更新・再研修、主任介護支援専門員研修、資格取得等研修として介護支援専門員実務研修を実施しています。

（参考）平成27年度 群馬県福祉マンパワーセンター研修体系



- 群馬県福祉マンパワーセンターでは、このような社会福祉法人や施設単位の職場研修の目標達成を支援する立場で、日常の職務の中では行いにくい新たな動機付けや視野の拡大、専門知識や技術の系統的な修得を中心に据えた研修体系を確立しています。
- 職場研修の最終目標は、職員が、職場に定着し、仕事にやりがいを感じ、専門的能力の向上や職場への帰属意識を高め、組織人としての成長を期待し、さらに、サービスの向上や仕事への改善意欲を高めるとともに、職場の活性化によって施設・事業所の発展をめざすこととされています。

課題

- 研修体系の見直しと体制整備の充実
- キャリアアップに向けた研修の充実

今後の方向性

- 研修体系の見直しと体制整備の充実

研修の実施について、日程、会場や職員等、現状ではほぼ限界であり、職員の増員、研修内容、研修方法等の見直しを図ります。

- キャリアアップに向けた研修の充実

さまざまな研修を通して、福祉人材の育成及び資質の向上を図ります。

計画期間中の取組み

- 1 研修体系の見直しと体制整備の充実
 - ▶職員の増員、研修内容、研修方法等の見直し
- 2 キャリアアップに向けた研修の充実
 - ▶現任研修、専任者研修、資格取得等研修の開催

4 社会福祉法人や施設等を支援します

【推進項目（1）】社会福祉法人への支援と福祉サービスの質の向上への取組み 《重点的な取組み①》社会福祉法人・施設等への支援と連携強化

現状

- 社会福祉法人制度改革の基本的な視点は、「公益性・非営利性の徹底」「国民に対する説明責任」「地域社会への貢献」であり、社会福祉法人は、法人組織の在り方の見直し、事業運営の透明性の確保、地域における公益的な取組みにより、社会的な理解と信頼を得ることが求められています。
- 社会福祉法人・福祉施設は、基軸である社会福祉事業等を着実に実施するとともに、経営資源（人材、設備、ノウハウ等）を生かし、地域の福祉課題・生活課題の解決や緩和に対応する公益活動を地域の実情に応じて実施する等、その使命と役割が期待されています。
- また、取組みにあたっては、地域社会・住民への情報発信・PRとともに、意見を反映する仕組みや活動への協力・参画を促す仕組みづくりが必要となっています。

課題

- 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援
- 地域における公益的な取組み実践への支援
- 積極的な情報発信のための支援

今後の方向性

●社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援

経営の効率化・透明性の確保、組織統治の確立など、法人運営の改善に努め、経営基盤の強化に向けた社会福祉法人の取組みを支援し、社会福祉法人の社会的な理解と信頼が得られるよう努めます。

●地域における公益的な取組み実践への支援

地域の福祉課題や新たなニーズに対する社会福祉法人・福祉施設の自主的な取組みや法人間連携に、積極的に関わり、情報提供やノウハウ支援に努めます。

●積極的な情報発信のための支援

社会福祉法人・施設による公益活動の実施事業や地域での連携事業の情報発信を支援します。

計画期間中の取組み

- 1 社会福祉法人・施設運営に資する多角的な支援
 - ▶ 福祉施設経営相談事業による専門相談の実施
 - ▶ 経理・人事労務・施設運営管理にかかる研修会の開催
 - ▶ 福利厚生事業のメニューの充実と加入促進

➡ 目標：会員 4,000人→平成32年度までに4,500人へ
- 2 地域における公益的な取組み実践への支援
 - ▶ 公益活動の普及・啓発に向けた情報提供やノウハウ支援
 - ▶ 群馬県社会福祉法人経営者協議会、種別協議会[※]等との連携による地域公益活動の推進に向けた検討
- 3 積極的な情報発信のための支援
 - ▶ 広報紙、ホームページ等による情報発信の支援

《重点的な取組み②》福祉サービスの質の向上への取組み強化

現状

- 第三者評価事業とは、社会福祉法人等の実施する福祉サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価するものであり、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業ですが、第三者評価の制度が十分に認識されておらず、受審の件数も、事業開始以来72施設と低調です（平成26年度末時点）。
- 国の規制改革会議において、保育所の第三者評価の受審率の数値目標の策定が求められたことに加え、子ども子育て支援新制度[※]への移行に合わせ、公定価格において第三者評価の受審に係る加算項目が設けられるなど、第三者評価事業への期待は高まっていると言えます。
- 国による上述の促進策を追い風として、第三者評価事業の趣旨への理解と周知が進むことが予測され、第三者評価事業が、福祉サービスの質の向上に寄与するものと考えられます。

区分	箇所数
保育所	40
軽費老人ホーム	3
特別養護老人ホーム	5
老人デイサービスセンター	2
養護老人ホーム	1
(旧) 身体障害者療護施設	7
(旧) 知的障害者更生施設	14
平成26年度末までの受審件数	72

課題

- 第三者評価機関並びに評価調査者の確保
- 第三者評価事業の受審促進
- 市町村の理解・協力

今後の方向性

- 第三者評価機関並びに評価調査者の確保
 - 評価調査者の安定確保のため、計画的に評価調査者を育成します。
- 第三者評価事業の受審促進
 - 第三者評価事業の基本視点は、行政による監査が担う最低限の水準が保障された上で、より質の高いサービスのあり方を創造していくことにより、こうした趣旨の理解の促進に一層努めていきます。
- 市町村の理解・協力
 - 事業説明や個別相談、受審結果の提供を当該市町村に直接行うことによって、事業への理解を促進していきます。

計画期間中の取組み

- 1 第三者評価機関並びに評価調査者の確保
 - ▶ 評価調査者養成研修の開催
 - 目標：隔年開催→毎年開催 現員87人→平成32年度までに107人へ
- 2 第三者評価事業の受審促進
 - ▶ 規制改革会議等の情報を迅速に各評価機関へ提供し、意見交換の場を設定
 - ▶ 種別協議会との連携
- 3 市町村の理解・協力
 - ▶ 市町村への事業説明、個別相談、受審結果の情報提供

5 県社協の組織体制を強化します

【推進項目（1）】組織基盤と財政・経営の強化

《重点的な取組み①》事務局体制の充実強化

現状

- 東日本大震災や本県における大雪災害などを契機に、県社協も災害への対応整備を進めてきましたが、その都度手探りで行っているのが現状です。
- 我が国の社会保障・社会福祉の仕組みは、さまざまな福祉課題・生活課題に対応するため変革を続け、現在も見直しが行われています。
- 数年前から定年退職による正規職員の若返りが進んでいます。

課題

- 災害時等における危機管理体制の構築
- 社会福祉関係制度への対応強化
- 働きやすい職場環境の整備
- 職員の育成強化
- 調査研究・政策提言機能の強化

今後の方向性

- 災害時等における危機管理体制の構築
緊急時の対応をスピーディに進めるため、県社協の危機管理体制を整えます。
- 社会福祉関係制度への対応強化
制度改正に伴う速やかな対応と実践により県内社会福祉法人の模範となる組織をめざします。
- 働きやすい職場環境の整備
働きやすい職場環境とともに、職員に「やりがい」「誇り」を実感させ、働く意欲を最大限引き出す環境の整備に努めます。
- 職員の育成強化
「地域福祉の推進」が積極的に進められる職員の育成に取組みます。
- 調査研究・政策提言機能の強化
社協の役割である「調査研究」の継続実施と、県内福祉団体のリーダーとして行政等へ、積極的に「政策提言」を行います。

計画期間中の取組み

- 1 災害時等における危機管理体制の構築
 - ▶ 職員初動マニュアルの見直しとBCP（事業継続計画）の策定
 - ▶ 職員参集等、定期的な訓練の実施
- 2 社会福祉関係制度への対応強化
 - ▶ 制度改正に伴う速やかな対応と実践
- 3 働きやすい職場環境の整備
 - ▶ 障害者雇用の促進、職員メンタルヘルス対応等の相談体制の整備
- 4 職員の育成強化
 - ▶ 職場外研修（OFF-JT）、自己啓発研修（SDS）とともに、職員同士による職場研修（OJT[※]）の強化と資格取得支援
- 5 調査研究・政策提言機能の強化
 - ▶ 調査研究及び政策提言の積極的実施

《重点的な取組み②》財政の健全化と経営の透明性の確保

現状

- 事業推進の基盤となる人件費・事業費の多くは、現在、公的補助金に依存していますが、一部、事業の見直しに伴う財源の継続確保が難しい状況です。
- 事業の実施体制も、費用面から、非常勤職員に頼らざるを得ず、継続的・安定的体制がとれていません。
- 厳しい財政状況のため、公的補助金、共同募金、社会福祉振興基金は削減傾向にあります。
- 本会の財務体質は、社会福祉事業、公益事業、生活福祉資金会計等、資産の多くは使途制約があり、独自に地域福祉推進に活用できる資産が少ない状況にあります。

課題

- 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上
- 多様な財源の確保と財務体質の改善
- 経営の透明性確保

今後の方向性

- 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上

福祉関係の制度の枠組みは変化し、時代の変化に応じた対応が常に求められています。地域福祉の推進に基盤となる財源の継続的確保のため、県社協事業の積極的な展開に努めます。

事業の企画立案、成果の達成や組織マネジメントなど、地域福祉推進事業を安定的に実施していくため、正規職員の比率の向上を図ります。
- 多様な財源の確保と財務体質の改善

歳出削減に努めるほか、公的財源の確保、寄付金や民間財源の検討・要望・獲得など、多様な財源を活用して事業を推進します。

また、外部監査人等の助言を通して、財務体質の改善を図り、地域福祉推進に活用できる財源の確保に努めます。
- 経営の透明性確保

情報公開や経理の外部監査による経営の透明性を確保に努めます。

計画期間中の取組み

- 1 基盤となる人件費・事業費の確保と正規職員の比率向上
 - ▶補助・受託事業の成果や効果が高まるよう、継続的な事業見直しの実施
 - ▶積極的な事業提案による事業推進と人員体制整備
- 2 多様な財源の確保と財務体質の改善
 - ▶寄附金や民間財源など事業推進に必要な財源を検討・要望・獲得
- 3 経営の透明性確保
 - ▶情報公開と経理監査の実施

用語解説

索引	ページ	用語	解説
あ行	え	12 NPO	<p>Non profit Organizationの略語で、「非営利組織」のこと。1998年に制定された特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、都道府県または内閣府の承認を受け設立された市民活動団体の略称。</p> <p>県内では現在810（H25年10月末現在）のNPO法人があり、活動範囲は保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、環境保全、災害救援、地域安全、国際協力、文化・芸術・スポーツ等さまざまな課題に取り組んでいる。</p>
	お	26 OJT	<p>OJT（オン・ザ・ジョブトレーニング、On-the-Job Training）とは企業内で行われる企業内教育・教育訓練手法のひとつ。職場の上司や先輩が部下や後輩に対し具体的な仕事を通じて仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、習得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する全ての活動である。これに対し、職場を離れての訓練はOFF-JT（Off the Job Training）と呼ばれる。</p> <p>OJTという言葉は1935～1940年頃の辞書（Webster等）に採録されたが、アメリカで第一次世界大戦中にできた手法とされる。</p>
か行	き	20 基幹社協	<p>厚生労働省は、日常生活自立支援事業の実施主体を、全国あまねく福祉サービス利用援助事業を利用できる体制を整備するために、全国的な組織である社会福祉協議会を中心とした事業とし、その実施主体に各都道府県・指定都市社協を位置づけた。</p> <p>事業実施にあたっては、市町村社協に委託することができ、委託を受けた市町村社協を基幹社協という。県内では13基幹社協に委託をしている。</p>
	こ	25 子ども子育て支援新制度	<p>子育て中の家庭を支援する日本の制度。2012年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づき、15年4月に全国の自治体で実施が開始された。子育てを社会保障分野の一つに位置づけ、保育所や幼稚園・保育所一体型の認定こども園の拡充、保育を利用する要件の拡大、小規模保育の導入などが行われる。保育の利用には実施主体である区市町村に申請して支給認定を受ける必要があり、認定されれば原則として全員が利用できる。</p>
さ行	さ	14 災害福祉広域支援ネットワーク	<p>平常時から、各都道府県単位で福祉・介護分野の関係者を中心とした協議会形式により、災害発生時の福祉的支援について協議するとともに、緊急時に人材を派遣する体制を目指す。</p> <p>具体的には、県社協、社会福祉法人、福祉施設、職能団体、県等が集い、県内の災害時の福祉支援ネットワーク本部を設置して、福祉施設や団体が横断的に連携して相互支援を行うとともに、専門性を活かした人材の派遣により、被災地の要配慮者支援を行う。現在は、全国の約半数の都道府県が災害福祉広域支援ネットワークの構築に民間事業者とも取組み始めている。</p>
	し	15 事業継続計画（BCP）	<p>Business continuity planningの略語。</p> <p>災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめたもの。危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。</p>
	し	12 社会的包摶	<p>ソーシャル・インクルージョンともいい、社会的つながりから阻害された人々を社会的に包摶する施策として理解されている。</p>
	し	12 社会福祉協力校	<p>1977年に国庫補助事業による「学童・生徒のボランティア活動普及事業」が創設され、これを契機に全国の学校において福祉教育実践が広がっていった。</p> <p>2002年度から導入された学習指導要領では社会奉仕体験が重視され、学校教育に新設された「総合的な学習の時間」のなかで福祉に関する学習が広く展開されるようになった。</p>

索引	ページ	用語	解説
	ち	10 地域包括ケアシステム	<p>高齢者にその日常生活圏内でさまざまなサービスをトータルで提供する体制のこと。さまざまなサービスとは、(1) 医療 (2) 介護 (3) 介護予防 (4) 住まい (5) 生活支援サービスの5つで、これらを分断して提供するのではなく、すべてを一体として考え、利用者のニーズに合わせて切れ目がない支援をしていこうというもの。日常生活の中でこれらのサービスを適切に提供できるよう、日常生活圏域は利用者の家まで30分以内で駆けつけられる「中学校区」を想定している。</p> <p>地域包括ケアシステムを推進していくために厚労省では、(1) 在宅医療や訪問看護の充実など医療との連携強化、(2) 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス等の創設による在宅サービスの強化など介護サービスの充実、(3) 健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取組み、(4) 見守りや配食、買い物といった生活支援サービスの推進、(5) サービス付高齢者住宅など高齢者の住まいの整備などを行っている。</p>
	ち	10 地域包括支援センター	<p>高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。市町村または市町村から委託された法人が運営し、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士が配置される。介護予防の拠点として、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護・福祉・医療・虐待防止など必要な支援が継続的に提供されるように調整する。平成2年（1990）に設置された在宅介護支援センターの機能を充実させるために平成18年（2006）4月に改正・施行された介護保険法に基づいて創設された。</p>
	ち	13 中間支援センター	<p>中間支援センターとは、市民、NPO、企業、行政等の間にたってさまざまな活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立されたNPO等へコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の紹介、政策提言等を行う組織を言う。中間支援センター自らがNPO等である場合もある。</p>
	ち	18 中間的就労	<p>長期にわたる離職状態やひきこもり、疾病等により、直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中心・長期的に実施する、生活困窮者自立相談支援法に位置づけられる、「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）。</p>
	て	14 DMAT	<p>災害派遣医療チーム。Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）。</p> <p>医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（假想48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。</p>
な行	に	20 日常生活自立支援事業	<p>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業をいう。</p>
は行	ひ	17 貧困の連鎖	<p>生活保護受給者数は217万人、162万世帯（H27年3月）となっているが、生活保護を受給している世帯主の25%が生活保護を受給する世帯で育った（「社会保障審議会 生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」H25年1月）とされている。</p>
	ふ	22 福祉人材無料職業紹介所	<p>無料職業紹介業務は、労働大臣からの認可を経て平成4年3月26日よりスタート。職業安定法等に基づく職業紹介機関として、福祉職場に就職を希望する求職者の相談に応じるとともに、求職登録者に対し人材を必要とする福祉施設などへ紹介・あっせん等を行う。</p> <p>職業安定法の改正に伴い、平成18年9月1日から福祉人材無料職業紹介事業の「あっせん対象機関等」の拡大が図られている。県内では、県福祉マンパワーセンター（前橋市）、高崎市福祉人材バンク（高崎市）、太田市福祉人材バンク（太田市）の3カ所に設置されている。</p>
	ふ	10 ふれあい・いきいきサロン	<p>高齢者や障害者、子育て中の母親等、誰もが気軽に安心して参加できる楽しい仲間づくりの場であり、その活動。当事者やボランティアなどが、同じ住民という立場でサロン活動と一緒に企画・運営するところに特徴がある。</p>

索引	ページ	用語	解説
	し し し し せ せ せ せ た行	24 種別協議会 10 小地域における地域福祉活動 14 職能団体 18 自立相談支援機関 10 生活支援コーディネーター 19 生活福祉資金貸付制度 20 成年後見制度 17 セーフティーネット 10 地域福祉活動計画	<p>老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等の種類別に結成された、広域的な横断組織（協議会）について、それらを包括して表現する呼称として使用している。</p> <p>一般的に、「住民の顔が見える」日常生活圏を基礎に行われる住民のさまざまな福祉活動の総称。「地域」にある福祉課題をみんなで取り込んでいこうとする活動で、次のような活動がある。ご近所の見守り・声かけ活動の普及、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの開催、配食サービスの実施、住民福祉座談会の実施、生活環境の改善、地域住民の安全確保、地域住民の交流促進、災害時の要援護者支援体制づくり等の活動。</p> <p>専門的な資格を持つ専門職従事者らが、自らの専門性の維持・向上や、専門職としての待遇を保持・改善するための組織で、研究発表会、講演会、親睦会等の開催や、会報、広報誌などの発行を通して、会員同士の交流などの役目も果たす機関。 福祉の分野では、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、ホームヘルパー協議会等。</p> <p>生活困窮者自立支援法に基づいて、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を実施する機関。設置形態は福祉事務所設置自治体の直営又は委託による。 生活困窮者からの相談を受け、① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整等の業務を行う。 生活困窮者自立相談支援事業に必要な支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）を配置して、地域のネットワークを構築しながら生活困窮者への包括的・継続的な支援を体系的に実施する中核的な機関である。</p> <p>厚生労働省のガイドラインにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」という。</p> <p>生活に不安を抱えた低所得者、障害者、高齢者世帯の方々に、資金の貸付と必要な相談支援を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送ることを目的とした貸付制度。資金の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の4種類。</p> <p>未成年者を保護する未成年後見に対して、判断能力の不十分な成人者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者）を保護するための制度をいう。 成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。手続き等の詳細は、住所地の家庭裁判所に照会のこと。</p> <p>セーフティーネット（safety net）は、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。すなわち社会保障の一環である。</p> <p>地域住民や地域で福祉活動を行う組織、社会福祉事業者等が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。策定に際しては、市町村社協が中心的役割を担う場合が多く、社会福祉法に策定義務が規定されている「地域福祉計画」（行政計画）とは、相互補完の関係にある。</p>

索引	ページ	用語	解説
ま行	み	12 民生委員・児童委員	<p>民生委員法に基づいて、厚生労働大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもつて地域における社会福祉の推進に努める民間の奉仕者。</p> <p>地域でいろいろな悩みや問題を抱えていたり、経済的、社会的、精神的に困った状況にある方々に対して、その問題解決に向か、福祉関係機関などと協力しながら、さまざまな支援活動を行う。児童福祉法に基づく児童委員も兼ねている。</p> <p>また、1994(平成6)年に設置された「主任児童委員」は、区域を担当せず、地域の子育て支援や児童委員と連携した相談支援活動を行っている。</p>
や行	よ	14 要配慮者	<p>これまで使われていた「災害時要援護者」に代わって、平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉で、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」という。</p> <p>要配慮者のうち、災害が発生、又は発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難なため、円滑かつ迅速な避難の確保等の支援を要する人を「避難行動要支援者」と呼ぶことになった。</p>

群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会・経済状況の変化に伴い、社会福祉を取り巻く環境が激変する中、地域社会における福祉課題の多様化・複雑化が進んでいる。こうした中、群馬県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）として新たな福祉ニーズへの的確に対応し、これからの中たすべき役割や方向性を明確にするため、群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第2条 委員会は、委員21名以内で組織し、委員は、次に掲げる者の中から群馬県社会福祉協議会会长（以下、「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 県社協部会
 - (3) 関係団体
 - (4) 職能団体
 - (5) 行政関係者
 - (6) その他、会長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は、委員会の目的達成までとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の選出等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、書面等によりあらかじめ意見が提出された場合は出席とみなす。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(作業部会)

第5条 委員会は、その目的を達成するため作業部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、本会総務企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成22年1月5日から施行する。

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

群馬県社会福祉協議会活動推進計画 第2期策定委員会 委員名簿

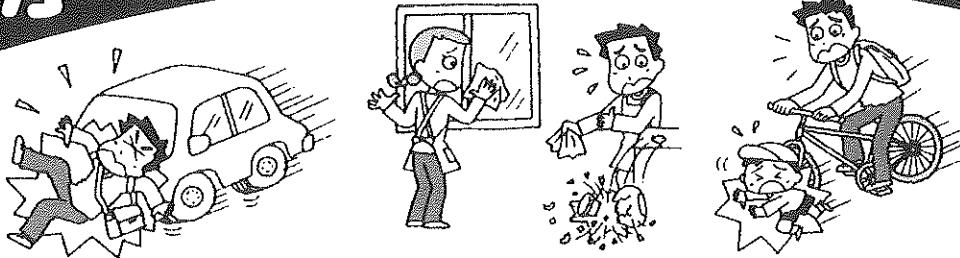
(敬称略)

選出区分	所属機関・団体の役職名	氏名	備考
1 学識経験者	群馬大学大学院保健学研究科教授（保健学博士）	吉田亨	委員長
2	上毛新聞社役員室長	萩原俊一	
3 市町村社協部会	群馬県市町村社会福祉協議会会长会長 (太田市社会福祉協議会会长)	相澤邦衛	副委員長
4 民生委員・児童委員部会	群馬県民生児童委員協議会会长 (前橋市民生委員児童委員協議会会长)	梅澤朋子	
5 経営者部会	群馬県社会福祉法人経営者協議会常務理事 (恵の園理事長)	山田雅人	
6 障害福祉部会	群馬県身体障害者施設運営協議会会长 (群馬県立障害者リハビリテーションセンター所長)	小菅徹也	
7	群馬県知的障害者福祉協会会长 (つつじヶ丘学園はなぞの寮施設長)	大渕純男	
8	群馬県精神障害者社会復帰協議会理事長 (ベルガモット施設長)	小暮明彦	
9 高齢福祉部会	群馬県老人福祉施設協議会会长(鶴生田園施設長)	津久井敏夫	
10 子ども福祉部会	群馬県保育協議会会长(たかぞの保育園園長)	佐藤憲秀	
11	群馬県児童養護施設連絡協議会会长(地行園施設長)	須田昭司	
12 ボランティア・市民活動部会	群馬県ボランティア連絡協議会会长	十河錦二	
13 更生保護部会	群馬県保護司会連合会会长	小出海順	
14 関係団体	群馬県区長自治会会长連合会会长	鈴木義雄	
15	群馬県介護福祉士養成校協議会会长 (学校法人昌賢学園理事長)	鈴木利定	
16 職能団体	群馬県介護支援専門員協会会长	大澤誠	
17	群馬県社会福祉士会会长	滝澤俊幸	
18	群馬県介護福祉士会会长	小池昭雅	
19	群馬県ホームヘルパー協議会会长	小林幸江	
20 行政関係者	群馬県健康福祉部健康福祉課地域福祉推進室長	平井敦子	
21 社協職員代表	前橋市社会福祉協議会事務局長	横澤孝義	

群馬県社会福祉協議会活動推進計画策定経過

月 日	会議名	内 容	場 所
平成27年6月18日	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長・副委員長の選出について ・第1期推進項目の達成状況等について ・活動推進計画の基本的な考え方（案）について ・作業部会の報告 ・今後の委員会スケジュールについて ・アンケートの実施について 	群馬県社会福祉総合センター 地階 B01会議室
7月、8月 8月、9月		<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査及び市町村社協へのヒアリングの実施 ・アンケート調査等の集計 	—
平成27年8月12日	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画評価アンケートの実施状況について ・計画策定にあたって ・計画の概要 ・計画の構成 ・体系図について ・作業部会の報告 	群馬県社会福祉総合センター 7階 701会議室
平成27年9月15日	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村社協向け評価アンケートの実施結果について ・活動推進計画第1章～第4章について ・各計画（素案）について ・作業部会の報告 	群馬県社会福祉総合センター 7階 701会議室
平成27年10月26日 ～11月8日		パブリックコメントの募集	—
平成27年11月6日 意見提出	(書面において委員の意見集約)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）第2稿について 	—
平成27年11月25日	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントおよび書面意見について ・計画（最終案）について ・作業部会の報告 	群馬県社会福祉総合センター 地階 B01会議室
平成27年12月10日	県社協会長に答申	<ul style="list-style-type: none"> ・「群馬県社会福祉協議会活動推進計画（案）」を県社協会長に答申 	群馬県社会福祉総合センター 4階 会長室
平成27年12月22日	理事会評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画（案）について報告 	群馬県社会福祉総合センター 7階 701会議室 地階 B01会議室
平成28年3月22日	理事会評議員会	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県社会福祉協議会活動推進計画について承認 	群馬県社会福祉総合センター 7階 701会議室 地階 B01会議室

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること（グループが社会福祉協議会に登録されている必要があります。）
- ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
- ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。
- ※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。（自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。）

保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。（ケガの補償）
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなられた。（ケガの補償）
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になってしまった。（ケガの補償）
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花びんを落としてこわした。（賠償責任の補償）
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。（賠償責任の補償）

補償額（保険金額）・年間保険料（1名あたり）

	Aプラン	Bプラン
ケガの 補償	死亡保険金	1,200万円
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)
	入院保険金日額	6,500円
	手術 保険金	65,000円
	外来の手術	32,500円
	通院保険金日額	4,000円
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額（保険金額）と同じ
	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)
賠償責任 の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)
	年間保険料	300円
年間保険料	基本タイプ	450円
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円

（※）天災タイプでは、天災（地震・噴火または津波）に起因する被保険者の自身のケガを補償します（天災危険担保特約条項）が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償！

- 行事参加者（主催者（個人）を含みます。）全員のケガを補償（往復途上も含みます。）
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

送迎サービス補償（傷害保険）

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償！

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償！

- | | |
|---|---------------|
| ● 在宅福祉サービス
(公的介護保険対象外
サービスを含みます。) | ● 障害福祉サービス |
| ● 地域福祉サービス | ● 児童福祉サービス |
| | ● 障害者地域生活支援事業 |
| | ● 介護保険サービス |
| | など |

●お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL:03(3593)6824
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、12/31～1/3を除きます。）

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
営業時間：平日の9:30～17:30（12/29～1/3を除きます。）

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒にして締結する団体契約です。

平成28年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

 ホームページでも内容を紹介しています
<http://www.fukushihoken.co.jp>


社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン 1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間 1年

▶年額保険料(掛金)

定 員	基本補償(A型)
基本補償A型	1~50名 35,000~61,460円
	51~100名 68,270~97,000円
	以降1名~10名増ごと 1,500円
見舞費用付補償B型	【見舞費用加算】
	基本補償(A型) + 定員1名あたり 保険料 入所: 1,300円 通所: 1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- オプション3 ●借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン 2 施設利用者の補償 (普通傷害保険)

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

▶補償金額		1口あたりの補償額
死亡保険金		100万円
後遺障害保険金		程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)		800円
手術保険金		入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)		500円

保険期間 1年 職種級別 A級

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン 3 施設職員の補償 (労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

▶補償金額		1口あたりの補償額
死亡保険金		140万円
後遺障害保険金		程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)		1,500円
手術保険金		入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)		600円

保険期間 1年 職種級別 A級

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設職員・職員の1名1口あたり	3円(1日あたり)
	780円(年間: 過6日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

- オプション新設: 使用者賠償責任保険

③ 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン 4 社会福祉法人役員の補償 (賠償責任保険)

社会福祉法人役員の賠償責任補償

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

保険期間 1年

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒にして結ぶる団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●この案内は概要を説明したもので、詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

引受け
保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL: 03(3593)6824
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

